**令和６年度学校人権ふれあい講座助成事業実施要領**

　（目的）

第１条　河内長野市人権協会（以下「人権協会」という）は、河内長野市立小学校・中学校（以下「市立学校」という。）が実施する人権課題に係る教育・啓発活動等に対して助成することで、人権尊重のまちづくりのより一層の推進に寄与する。

　（助成対象事業）

第２条　助成対象とする事業は、市立学校（市立学校のＰＴＡ等を含む）が主体となって実施する人権尊重の理念に基づき人権尊重思想の普及・高揚を目的とした人権教育・啓発推進事業とし、ＰＴＡ会員・地域住民等広く参加が見込まれるもので、次の各号に掲げるテーマに沿ったものとする。

　（１）女性

　（２）高齢者

　（３）子ども（重点テーマ）

　（４）障がい者（重点テーマ）

　（５）外国人（重点テーマ）

　（６）同和問題（重点テーマ）

　（７）ハンセン病（重点テーマ）

　（８）インターネットと人権（重点テーマ）

　（９）性的マイノリティ（重点テーマ）

　（１０）平和（重点テーマ）

　（１１）その他の人権問題

　（助成額）

第３条　助成対象は、１学校あたり１事業とし、助成額は、助成対象事業費の２分の１以内で、第２条第３号から第１０号までに掲げるテーマに係る事業については３万円を限度とし、それ以外は２万円を限度とする。ただし、１００円未満の端数は切り捨てる。

２　事業費に、他機関（国府市等の行政機関）等からの補助金等を充当する場合、その金額を助成対象事業費から控除するものとする。

　（助成対象経費）

第４条　助成対象とする経費は、助成対象事業の実施に係る経費とする。

２　前項の経費には、事前打ち合わせ等に係る経費、食糧費、記念品代等に要する経費は含まないものとする。

　（申請）

第５条　事業実施にあたり助成を受けようとする市立学校は、別に定める様式により必要書類を添えて申請を行うものとする。

　（助成額の決定）

第６条　人権協会は、助成額の決定にあたり申請内容を審査し、決定した場合は書面により通知するものとする。

　（事業完了報告・助成金の請求）

第７条　市立学校は、事業完了後、別に定める様式により必要書類を添えて報告するとともに、別に定める様式により助成金の交付を請求するものとする。

　（助成金の交付）

第８条　人権協会は、第７条の完了報告を審査した後、助成金を交付するものとする。

　（事業実績の公表等）

第９条　人権協会は、助成した市立学校の対象事業の実績等について、公表等を行うものとする。